

## 戦国秦漢時代の「盗律」に関する一考察

李 広靖

### はじめに

本稿の目的は、中国史における古代統一国家形成の初期に当たる秦漢帝国とそのような統一帝国を生み出した戦国時代の社会的変動の歴史的性格がいかなるものであったかをみることである。その中で、社会史の研究は法制史の研究と密接な関係をもっており、法律制度の把握が必要であろう。そこで筆者は、戦国秦漢時代の法律の中で特に刑法を中心に検討してみたい。

周知のごとく、戦国秦漢時代研究のための史料は限られたものしかない。特に法制史に関する史料はもとより乏しいため不明な点が多い。秦が嚴罰主義で臨んだことはよく知られているところではあるが、実際にどのような法律を作っていたのかという点については不明な点が多かった<sup>1)</sup>。

ところが、ここ数十年の間に戦国秦漢時代における法律関連の簡牘が続々と発見されるようになった。これらの簡牘の中で、秦簡や漢簡に記された内容には当時の法律に関する文書が多数含まれており、これらの史料を分析することによって、この時代の法律制度の実態が次第に明らかにされてきている。

このように、近年になって戦国秦漢法制史の研究が活発に行なわれるようになり、すでに多くの研究成果が発表されている<sup>2)</sup>。しかしながら、その研究の対象は個々の刑罰の具

体的な内容や犯罪の概念、執行方法、処罰原理などに限定されており、当時の法体系の主体部分である「律」すなわち刑法に関する研究は必ずしも十分に進んでいるとはいえない。

ところで、『晋書』卷 30 刑法志に引用されている李悝が著した『法経』は中国における最初の系統的法典であり、その史料価値が極めて高いことはよく知られている。一方、出土した簡牘の中には戦国秦漢時代の「律」に関する記述が散見されており、その実態を解明することは重要な研究課題である。そのうえで、『法経』六篇の内容が出土した戦国秦漢時代の簡牘の中にどのように反映しているのかということをも明らかにすることもさらに重要な研究課題であると考えられる。

そこで筆者は、戦国秦漢時代に出土した簡牘のうちで、主として、1975 年末に湖北省雲夢県睡虎地第 11 号墓で発掘された『睡虎地秦簡』（戦国時代後期）及び 1983 年末に湖北省荊州市荊州区第 247 号墓で発掘された『張家山漢簡』（前漢初期）の史料に基づき、戦国秦漢時代における法律がどのようなものであったのか、その実態について特に「盗律」の内容から考察を進めたい。その際、「盗律」の懲罰対象が「盜賊」であることから、戦国秦漢時代に使用された「盜」と「賊」の語義を正確に把握した上で、「盗律」の実態について考察してみたいと思う。

## 第1節 「盗律」に関する研究史

これまで戦国秦漢時代の「盗律」に関する日本側の代表的な研究としては、堀毅氏と太田幸男氏の論文がある。堀氏の論文が発表された当時に『張家山漢簡』とりわけ漢代初期の律令集とみなされる「二年律令」の釈文はまだ正式に公表されていなかった。そこで、堀氏は『睡虎地秦簡』を主な史料として戦国秦漢時代における「盗律」の沿革について論じた<sup>3)</sup>。太田氏は『睡虎地秦簡』や『張家山漢簡』の他に1989年に湖北省雲夢県龍崗第6号墓で発掘された『龍崗秦簡』(統一秦末期)をも用いて、主としてそれらの法律文書にみられる「盗」の意味を中心に考察した<sup>4)</sup>。

一方、中国側の代表的な研究としては、曹旅寧氏と閻曉君氏の論文がある。曹氏は、主として『睡虎地秦簡』と『張家山漢簡』を用いて、律文上に表現される「五人盗」つまり「群盗」に当たる語をめぐって解釈を行なった<sup>5)</sup>。その後、曹氏は、『張家山漢簡』だけを利用してその「盗律」から反映された盗罪の量刑標準及び借物の不返済、贓物の計算方法という2つの用語について論じた<sup>6)</sup>。閻曉君氏も、主として『張家山漢簡・盗律』とその他の文献史料の記載を併用して秦漢時代における盗罪の類型と「盗律」の沿革について論じた<sup>7)</sup>。

## 第2節 「盗」と「賊」の語義について

そもそも戦国秦漢時代の社会で一般的に認知されていた「盗賊」とは何であろうか。その語義について検討しておかなければならない。現代社会において一般に認識されている「盗賊」という意味は、いわゆる「泥棒」の意味である。しかし、戦国秦漢時代は、「盗賊」を「盗」と「賊」という2つの概念に区別して使

い分けていた。そこで「盗」と「賊」の間にはどのような違いがあったかということをはっきりと明らかにしておきたい。

まず「盗」について述べると、『晋書』刑法志に引用された『律表』に表現された張斐の注では、「盗」を定義して、

取非其物謂之盜、貨財之利謂之賊。

「己のものでないのを取るのを「盗」という。財貨の不正な取得を「賊」という。」と記されている。このことから、晋代に至る頃には「盗」に関する定義がある程度定着していたことが窺える。また『説文解字』巻8下の「次」部には、

私利物也、从次、次欲皿者。

「物を私利するなり、次に从ふ、次は欲するなり、皿を欲するなり。」

とある。ここで「私利物也」というのは、もともと他人に属する私物を自分の利益のためにとる、と解釈できる。また「皿」については、食物を盛るのに用いる皿という原義が転じて、「すべての物」を表す言葉の意と考えられる。そして「次」を分解して説明すると、「欠」に関しては『同書』巻8下の「欠」部に、

張口气悟也、象气从人上出之形、凡欠之屬皆从欠。

「口を張り、气悟するなり、气の人の上より出づるの形に象る、凡そ欠の屬は皆欠に从ふ。」

とある。段玉裁の『説文解字注』によれば、「口部嚏下曰悟解气也(口部嚏下に曰く「气を悟解するなり」)」とあるように、口を開けてくしゃみをすると思われる。またさんずい偏の「次」については、『説文解字』巻8下の「次」部には、

慕欲口服液也、从欠从水、凡次之屬皆从次。

「慕欲して口服液するなり、欠水に从ふ、凡そ次の屬は皆次に从ふ。」

とある。『説文解字注』によれば、「有所慕欲而口生液也（慕欲する所有りて而して口に液を生ずるなり）」とある。これらの史料によれば、他人に属する私物を羨望し、自分が唾をたらすほど強烈に占有したいという意味である。

このように、「盗」については、他人に属する私物を自分の利益のために自分が強引に占有する、と解釈することができる。

次に「賊」について述べると、『説文解字』巻12下の「戈」部には、

敗也、从戈則聲。

「敗るなり、戈に从ふ、則聲。」

とある。『説文解字注』によれば、「敗者、毀也（敗は、毀なり）」とある。これは「破る、壊す、損ねる」という意味に当たる用語である。何を破るかについては不詳である。

『孟子』梁惠王章句篇下には、

賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人、謂之一夫。

「仁を損なう者は「賊」といい、義を損なう者は「殘」という。殘賊の人はもはや主君ではなく、ただ一人の普通の男でしかない。」

とある。

また『左伝』文公18(前609)年の条には、  
毀則爲賊、掩賊爲藏、竊賄爲盜、盜器爲姦。

「人の守るべき法則を破る者を「賊」といい、賊を匿う者を「藏」といい、財貨を盗む者を「盜」といい、国の財宝を盗む者を「姦」という。」

とある。その条の注釈によれば、「毀棄禮則爲賊也（礼則に違反する者は「賊」という）」とある<sup>8)</sup>。「礼」は儒家によって提起され、政治や社会の秩序を維持するための基本的なものである。日常生活のあらゆることについて定まっており、中国社会全体としてみれば一種

の習俗となっていた<sup>9)</sup>。また『孟子』や『左伝』はそのような儒家思想に基づく基本文献であったことからみると、この解釈は、儒家思想に規定された仁義・礼治という内容を否定するものであったと考えられる。

このように、儒家思想（仁義・礼治）を否定する人たちが常に「賊」とみなされたことがわかる。

また『荀子』修身篇には、

傷良曰讒、害良曰賊。是謂是、非謂非曰直。窃貨曰盜、匿行曰詐、易言曰誕、趣舍無定謂之無常、保利棄義謂之至賊。

「良を傷つけるのが讒であり、良を害するのが賊であり、正には正といい不正には不正というのが直であり、財貨を盗むのが盗、行為を隠すのが詐、言葉を易えるのが誕である。振る舞いに一定の規則のないのは無常といい、利益を大切に道義を捨てるのは至賊という。」

とある。性善説を唱えた孟子とこれを否定した荀子は、戦国末期における儒家思想の代表者であるが、その礼儀思想の特徴は史料の中にはっきりと現われている。「賊」に当たる「害良」というのは、地域を支配する王族たちの人身安全を脅かす挙動であった。一方、「盗」に当たる「窃貨」というのは、彼らの私有財産を損なう行為であったと考えられる。

以上のことから、戦国秦漢時代に使用された「盗」と「賊」の意味は、今日使用されるそれらの意味とは根本的に相違点があったことが理解される。

また、出土した簡牘から戦国秦漢時代における「律」という制度をみると、「盗律」と「賊律」がそれぞれ独立していた。

そこで、律文中に表現された「盗」は、(人的・物的)財産に対する侵害の罪と解釈すべきである。これに対して堀毅氏は「賊」を、「極めて

特異な闘傷の態様である」と解釈した<sup>10)</sup>。また内田智雄氏は「人を殺傷すること」と解釈した<sup>11)</sup>。さらに最近の研究成果として、曹旅寧氏は「特に殺人や傷害の行為については犯罪性質の大きさや殺傷した者の身分によって明確な区別を行なう」と解釈した<sup>12)</sup>。いわゆる人命や身体に対する危害の罪を表わしていたということが出来る<sup>13)</sup>。

### 第3節 戦国秦漢時代における「盗律」の形成

#### (1) 「盗律」の形成

盗罪<sup>14)</sup>の起源についてみると、すでに西周時代に属する古銅器の銘文に使用されていた金文にその記載が存在していた<sup>15)</sup>。しかし、本格的な「盗律」が制定されたのち、それが法典の形式として登場するのは、戦国初期の法律制度を集大成した『法経』であった。『同書』は早くに亡佚したが、7世紀に編纂された『晋書』刑法志には『法経』に関してより詳しい記載があった。すなわち、

是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝、悝撰次諸國法、著法經。以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊。盜賊須劾捕、故著網捕二篇。其輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈、踰制以爲雜律一篇、又以具律具其加減。是故所著六篇而已、然皆罪名之制也。

「この時〔曹魏の明帝の時(226-239年)〕、秦や漢の古い律を受け継いでいる。

その法は戦国魏の文侯の師の李悝から始まった。悝は諸国の法を編輯して『法経』を著わした。そして王者の政としては、盗と賊のことは急を要するものはないと考えたので、その律は盗と賊の篇から始まっている。盗と賊とは必ずその罪を糾弾して逮捕すべきものであるから、網

と捕の二篇を著わした。そして輕狡(輕薄狡猾な行為)、越城(県や邑などの城壁を越えて出入すること)、博戲(財物などをかけて遊戯を競うこと)、借假不廉(財物を借りて返却しなかったり、財物を貸して不当な利をとったりすること)、淫侈踰制(奢侈を極め、車服・飲食・婚葬などに、僭上な振る舞いなどのあること)などは、それらをもって雜律一篇となし、また具律をもって刑の加減についての規定を補い具えた。このような次第で、著わすところはただ六篇だけであった。しかしそれは、どの篇もみな、犯した罪に刑をあてはめるという制度であった。」

とある<sup>16)</sup>。この史料は、戦国時代から魏晋時代にかけての法典の変遷を述べたものである。つまり魏晋時代における律はほとんど秦漢時代の旧律を踏襲し、その秦漢時代の旧律は戦国魏の文侯(前445-396年在位)に仕えた李悝によってはじめて制定されたと述べている。さらに、この史料によれば、李悝はその律を重要な順に盗律・賊律・網(囚)律<sup>17)</sup>・捕律・雜律・具律と列挙していたことがわかる。いずれも刑法的性質をもつ律であった。

このようにして、李悝は中国における最初の系統的法典である『法経』を完成したのである。

ところが、『晋書』は唐の太宗時代(626-649年)に編纂された書物である。それ以前に成立した『史記』や『漢書』の中には『法経』に関する記録が、それを明記していなかった。そこで、仁井田陞氏や貝塚茂樹氏は『法経』の存在を疑った。この見解は長く日本の東洋史学界を支配してきた<sup>18)</sup>。しかし、近年出土した秦簡や漢簡を分析してみると、そこには『晋書』刑法志に引用されている『法経』の

内容を踏襲しているものが多数確認されており、『法経』の实在が裏づけられている。ただし、その内容は断片的であり、また後の時代のそれと若干の違いがあることが認められている。

李悝は前引のように『法経』六篇の中で、刑法的根幹をなす部分である「盗律」を最も重要な律と考えて、その中核的存在として『法経』六篇の冒頭においたことがわかる。その狙いは、君主が法律をもって「盗賊」を鎮圧し伝統的支配秩序を強固に保とうとしたことであった、と考えられる。

## (2) 「盗律」の内容

では、「盗律」はどのような内容をもっていたのであろうか。この点については韓国磐氏が体系的な中国古代法制史研究を打ち出しておられ、その中で漢九章律の第1篇である「盗律」の細目を9つの項目に分類している。すなわち、劫略（威力を用いて相手を脅かし、無理やりに財物や人身を奪いとること）・恐喝（他人の罪を知り、これを告発すると脅して財物をゆすりとること）・和賣買人（良民である自分の子女や他人を合意の上で奴婢として第三者に売り、第三者がこれを承知の上で買いとること）・持質（人質を捕らえておいて、相手方に財物を強制すること）・受所監（官吏がその統括監督下にある官吏から財物・飲食その他利益の提供を受けること）・受財枉法（吏がその職務上の事柄について、他人の請託を受け、財物を収受して法の適用を枉げること）・勃辱強賊（強賊に対し怨みを憤って殴辱を加えること）・還贓畀主（不法な利得による罪を処断する場合には、犯罪者に刑罰を科するほかに、不法に利得した金銭物品などを犯罪者から没収し、あるいは賠償せしめ、これをもとの持主に返還し授与す

ること）・賊傷（正当の理由なくして害意を抱いて人を殺傷すること）である<sup>19)</sup>。韓氏のこうした分類方法は基本的に沈家本氏や程樹徳氏らの先行研究にしたがって行なわれていたのである。

## おわりに

中国法制史上における最初の系統的法典である『法経』に、はじめて「盗律」に関する記載があり、そこには君主が法律をもって伝統的支配秩序を強固に保とうとした意図を持っていたことが確かめられる。

そこで本稿では、『法経』六篇の内容が出土した戦国秦漢時代の簡牘の中にどのように反映しているのかという点について考察を行なった。また秦律や漢律に記された「盗律」の内容を明らかにするために、その懲罰対象である「盗」と「賊」の語義についての考察を行なった。さらに「盗律」がどのようなものであったかという実態についても考察を行なった。

以上の考察をふまえ今後取り組むべき研究課題としては、「盗賊」の刑法的措置がどのようなものであったのか、戦国時代から秦漢時代にかけてそれぞれの時期における具体的な手段についての解明を行なうこと、また刑罰類型の中の盗罪に関する裁判案例がいかなる内容であったのかという実態について、『睡虎地秦簡・封診式』や『張家山漢簡・奏讞書』等の史料から考察を行なうこと、さらには「盗律」が戦国秦漢代以降どのように変遷していったのか、といった点などについて解明することが必要であると考えられる。

## 注

1) 清代末期に沈家本撰『歴代刑法考』(中華書局、1985年)及び民国初期に程樹徳著『九朝律考』(中華書局、1963年)はその代表であるが、そのうちの『九朝律考』は漢律から記載している。いずれも伝世の歴史文献史料やその注釈などに引用されたものから収集したものに過ぎず、断片的に伝えられてはいたから、かなり簡略である。その他、秦の法制史料として董説撰『七国考』巻12 秦刑法(中華書局、1998年)があり、孫楷撰・徐復訂補『秦会要訂補』巻20-22 刑法上・中・下(中華書局、1998年)などがある。

2) 秦簡・漢簡に関連する論文は、『睡虎地秦簡』を述べたものに、大庭脩「雲夢出土竹書秦律の研究」(『関西大学文学論集』第27巻第1号、1977年。後に同氏著『秦漢法制史の研究』所収、創文社、1982年)、堀毅「秦漢刑名攷—主として雲夢出土秦簡による—」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第4集、1978年。後に同氏著『秦漢法制史論攷』所収、法律出版社、1988年)、江村治樹「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」(『東洋史研究』第40巻第1号、1981年。後に同氏著『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』所収、汲古書院、2000年)、池田雄一「湖北雲夢睡虎地出土の秦律—王室の家法から国家法へ—」(唐代史研究科会編『律令制—中国朝鮮の法と国家—』所収、汲古書院、1986年)がある。『張家山漢簡・二年律令』を述べたものに、山田勝芳「張家山第247号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」(『日本秦漢史学会報』第3号、2002年)、水間大輔「張家山漢簡「二年律令」による秦漢刑罰制度研究の動向」(『中国史学』第14巻、2004年)、富谷至「江陵張家山247号墓出土竹簡—とくに「二年律令」に関して—」(『木簡

研究』第27号、2005年)、宮宅潔「二年律令」研究の射程—新出法制史料と前漢文帝期研究の現状—」(『史林』第89巻第1号、2006年)がある。『張家山漢簡・奏讞書』を述べたものに、李学勤「《奏讞書》解説(上、下)」(『文物』1993年第8期・1995年第3期)、池田雄一「江陵張家山『奏讞書』について」(『中国古代の国家と民衆』編集委員会編『堀敏一先生古稀記念—中国古代の国家と民衆—』所収、汲古書院、1995年)、張建国「漢簡《奏讞書》和秦漢刑事訴訟程序初探」(『中外法学』1997年第2期。後に同氏著『帝制時代的中国法』所収、法律出版社、1999年)、宮宅潔「秦漢時代の裁判制度—張家山漢簡《奏讞書》より見た—」(『史林』81巻2号、1998年)がある。また出土簡牘史料の概況とみたものに、富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代—書記の文化史—』(岩波書店、2003年)、朱淵清『中国出土文献与伝統学術』(華東師範大学出版社、2003年)、李均明『古代簡牘』(文物出版社、2005年)、胡平生・李天虹『長江流域出土簡牘与研究』(湖北教育出版社、2005年)がある。その他、本稿に関連する論文として、中華書局編集部編『雲夢秦簡研究』(中華書局、1981年)、富谷至『秦漢刑罰制度の研究』(同朋舎、1998年)、初山明『中国古代訴訟制度の研究』(京都大学学術出版社、2006年)、蔡万進『張家山漢簡《奏讞書》研究』(広西師範大学出版社、2006年)、中国社会科学院簡帛研究中心編『張家山漢簡《二年律令》研究文集』(広西師範大学出版社、2007年)などがある。

3) 堀毅「秦漢盜律攷」(島田正郎博士頌寿記念論集刊行委員会編『東洋法史の探究—島田正郎博士頌寿記念論集—』所収、汲古書院、1987年。後に同氏著『秦漢法制史論攷』所収、法律出版社、1988年)。

4) 太田幸男「出土法律文書にみえる「盗」

について」（『日本秦漢史学会報』第5号、2004年。後に同氏著『中国古代史と歴史認識』所収、名著刊行会、2006年）。

5) 曹旅寧「秦漢盗律考」（同氏著『秦律新探』所収、中国社会科学出版社、2002年。後に「張家山漢律群盜考」として改名し、同氏著『張家山漢律研究』に再録、中華書局、2004年）。

6) 曹旅寧「張家山漢簡《盗律》考」（同氏著『張家山漢律研究』所収、中華書局、2004年）。

7) 閻曉君「秦漢盜罪及其立法沿革」（『法学研究』2004年第6期）。

8) 楊伯峻『春秋左伝注』文公18年の条（中華書局、2005年、p.634）。

9) 蜂屋邦夫『中国思想とは何だろうか（オンデマンド版）』（河出書房新社、2006年、p.11）。

10) 堀毅「秦漢賊律攷」（慶応義塾大学法学部編『慶応義塾創立125年記念論文集－慶応法学会・政治学関係－』所収、慶応通信、1983年。後に同氏著『秦漢法制史論攷』所収、法律出版社、1988年）。

11) 内田智雄編・富谷至補『訳注中国歴代刑法志（補）』（創文社、2005年、p.94）。

12) 曹旅寧「秦漢賊律考」（同氏著『秦律新探』所収、中国社会科学出版社、2002年。後に「張家山漢簡《賊律》考」として改名し、同氏著『張家山漢律研究』に再録、中華書局、2004年）。李学勤（曹偉琴訳）「江陵張家山247号漢律竹簡について」（大庭脩編『漢簡研究の現状と展望－漢簡研究国際シンポジウム'92報告書－』所収、関西大学出版部、1993年、p.117）では、ほぼ同様の解釈が指摘している。

13) 『晋書』刑法志に引用された張斐の注にも、「卑與尊鬪、皆爲賊（卑者が尊者と鬪殺傷をした場合は、全て『賊（賊殺傷）』とみなす）」とある。

14) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋社、

1998年、p.43）では、「秦簡にみえる「罪（辜）」の語義は、犯罪という意味の他に、刑罰をも含義するものであった。罪（crime）という概念と、その罪に対して設けられている罰（punishment）という概念、この両者には少なくとも秦律において厳然とした区別の意識はなかった」と指摘している。

15) 劉海年「文物中的法律史料及其研究」（『中国社会科学』1987年第5期。後に同氏著『戦国秦代法制管窺』所収、法律出版社、2006年、p.6）。

16) 『唐律疏議』、『唐六典』には同様の記載がみえる。

17) 堀敏一「中国における律令法典の形成」（唐代史研究会編『中国律令制の展開とその国家・社会との関係－周辺諸地域の場合を含めて－』所収、刀水書房、1984年。後に同氏著『律令制と東アジア世界－私の中国史学（二）－』所収、汲古書院、1994年、p.64）では、「『唐律疏議』の序文や『唐六典』及び『晋書』刑法志に引く魏の序略に囚律の名が出ており、囚律とするのが正しいであろう」と論じている。

18) 仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院、1933年。後に東京大学出版会より復刊、1964年）、貝塚茂樹「李悝法経考」（『東方学報』1934年第4期。後に同氏著『貝塚茂樹著作集』第3巻所収、中央公論新社、1977年）。

19) 韓国磐『中国古代法制史研究』（人民出版社、1997年、pp.142-7）。

#### 参照文献

梅原 郁（編）1996『前近代中国の刑罰』  
京都大学人文科学研究所。

江原 治樹 2001『春秋戦国秦漢時代出土  
文学資料の研究』 汲古書院。

- 大庭 脩 1982 『秦漢法制史の研究』 創文社。
- 鎌田 重雄 1962 『秦漢政治制度の研究』 日本学術振興会。
- 工藤 元男 1998 『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』 創文社。
- 栗原 朋信 1960 『秦漢史の研究』 吉川弘文館。
- 古賀 登 1980 『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』 雄山閣。
- 富谷 至 1995 『古代中国の刑罰』 中公新書。
- 好並 隆司 1978 『秦漢帝国史研究』 未来社。
- 栗 勁 1985 『秦律通考』 山東人民出版社。
- 曹 旅寧 2002 『秦律新探』 中国社会科学出版社。
- 張 伯元 2005 『出土法律文献研究』 商務印書館。
- 張 建国 1999 『帝制時代的中国法』 法律出版社。
- 張 功 2006 『秦漢逃亡犯罪研究』 湖北人民出版社。
- 李 開元 2000 『漢帝國的建立与劉邦集團』 生活・読書・新知三連書店。
- 李 玉福 2004 『秦漢制度史論』 山東大学出版社。
- 劉 海年 2006 『戦国秦代法制管窺』 法律出版社。